お手続きの流れ

STEP 1 職場つみたてNISAの利用規約を作成する

- 当行のHPより、自社の制度に合わせた「FFG職場つみたてNISA利用規約」のひな型をダウンロードし、任意の内容に修正し利用規約を整備します（奨励金の有無によって、「奨励金あり」「奨励金なし」どちらかを使用）。
- 「奨励金あり」の場合、奨励金の支給の条件や金額等の奨励金規定を規約にて設定します。

STEP 2 従業員への提案および承諾（労使合意）

- 整備した利用規約をもとに、従業員へ提案し、職場つみたてNISA制度導入に関する同意を得ます。
- 原則、企業に労働組合がある場合は労働組合の承諾を、労働組合がない場合は従業員の過半数を代表する従業員の承諾を得る必要があります。

STEP 3 「FFG職場つみたてNISA」利用申込書の記入

- 「FFG職場つみたてNISA 利用申込書」を記入し申し込みします。
- 申込書には、「FFG職場つみたてNISAポータルシステム」に初回利用登録する際に必要な手続きのご案内メールを送信するため、本制度をメインで利用する企業担当者さまのメールアドレスをご記入ください。

STEP 4 従業員さま向け説明会の実施

- 「FFG職場つみたてNISA」について従業員さまに説明するための「FFG職場つみたてNISA説明会」を実施します。
- 説明会では、当行担当者より「FFG職場つみたてNISA」の制度説明や、資産形成の必要性等、金融・資産形成に関する情報等についても、併せてご説明いたします。
- 「奨励金あり」の場合、奨励金規定については、企業担当者さまよりご説明ください。

STEP 5 従業員さまのNISA口座開設および積立投資信託のご契約

- NISA口座開設や積立投資信託の申込を希望する従業員さまに、口座開設等の手続きを行っていただきます。
- 手続きは対面でも可能ですが、来店不要で投資信託口座開設・NISA口座開設・積立投資信託の申込まで完結できる、「アプリでサクッと！投信・NISAスタートサービス」の利用がおすすめです。
- なお、投資信託口座およびNISA口座開設には、当行の普通預金口座が必要です。普通預金口座をお持ちでない従業員さまがいらっしゃる場合、先に普通預金口座を開設の上、お手続きをお願いします。

STEP 6 奨励金の支給（「奨励金あり」の場合）

- 「FFG職場つみたてNISA」をご利用する従業員さまに、投資信託口座の登録（導入企業の従業員であることの紐づけ）と、FFG職場つみたてNISAの利用規約および企業への個人情報の提供についての同意をしていただきます。
- 投資信託口座が登録された従業員さまの積立金額や積立金額に応じた奨励金額のデータは、企業担当者用ポータルより確認可能です。本データをダウンロードし、奨励金規定に則り奨励金を支給してください。

投資信託に関するご留意点

- ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずお読みください。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、福岡銀行・熊本銀行・十八親和銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。〈投資信託の口座開設には、「マイナンバー確認書類」および運転免許証等「本人確認書類」のご提示が必要です。〉
- 投資信託には手数料がかかります。ご購入から解約・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には以下のものがあります。
  ＊申込手数料 ＊解約手数料 ＊信託財産留保額 ＊信託報酬 ＊監査費用・有価証券売買手数料等その他費用
- NISA全般に関するご留意点は、NISA GUIDE BOOKをご覧ください。

職場つみたてNISAに関するご留意点

- 導入に際し、当行の所定の手続きを踏まえた総合的な判断により、導入をお断りする可能性がございます。
- 奨励金の導入は任意です。奨励金の導入の有無や、支給額については、企業さまでご決定ください。
- 職場つみたてNISAのお取引がお客さまのその他の銀行取引等に影響を与えることはありません。

[商号等]株式会社福岡銀行（登録金融機関）［登録番号]福岡財務支局長（登金）第7号［加入協会]日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
[商号等]株式会社熊本銀行（登録金融機関）［登録番号]九州財務局長（登金）第6号［加入協会]日本証券業協会
[商号等]株式会社十八親和銀行（登録金融機関）［登録番号]福岡財務支局長（登金）第3号［加入協会]日本証券業協会

2025年3月現在　D675

FFG ふくおかフィナンシャルグループ

従業員の資産形成支援をお考えの企業さまへ

FFG職場つみたてNISAのご案内

企業さまからの支援を通じてNISAを活用した資産形成が始められます。
大切な従業員さまの資産形成のサポートをしませんか？

職場つみたてNISAとは？

- 「職場つみたてNISA」とは、福利厚生の増進を図ることを目的に、職場という身近な場を通じNISAを利用した資産形成ができるよう、企業が従業員（役職員等）を支援する制度です。
- 任意で企業から奨励金を支給することで、従業員の資産形成の第一歩を後押しするだけでなく、継続的なサポートをすることも可能です。
- 従業員さまの金融教育は、当行がサポートします。

4つのポイント

1 従業員さまの資産形成のための金融教育をサポート！

2 つみたて金額に応じた奨励金支給により福利厚生を充実！企業さまからの奨励金のみでつみたてを始めることも可能です。

3 「FFG職場つみたてNISAポータルシステム」により従業員さまの積立情報をかんたん管理！導入手数料やシステム手数料は無料！

4 従業員さまのNISA口座開設からつみたて投信申込まで来店不要でお手続き！

福岡銀行　熊本銀行　十八親和銀行

FFG職場つみたてNISAをおすすめする4つのポイント

point 1 従業員さま向け金融教育をサポート！

- 「人生100年時代」と言われる中、将来の老後資金の不安から、企業が提供する福利厚生としての従業員向け金融教育の需要は高まっています。
- 金融教育の提供は、従業員の満足度向上だけでなく、企業の成長を支えることにも繋がると言われています。
- 当行では「FFG職場つみたてNISA」を通じて、企業さまの従業員さま向け金融教育をサポートしております。
  また、従業員さまお一人おひとりの不安・お悩みのご相談にも、当行担当者が直接対応させていただきます。

point 2 奨励金支給により福利厚生を充実！

- 任意で**従業員さまの積立金額に応じた奨励金を支給し、福利厚生向上を図る**ことができます。
- 単なる賃上げでは日々の生活費に消えてしまう可能性も高い資金を、**奨励金として支給することで資産形成の目的を持った資金として意識させる**ことができます。
- 奨励金は通常、給与や賞与に加えて支給しますので、**全額損金扱い**です。

※詳しい会計処理方法等については、税務署や税理士等にご確認ください。

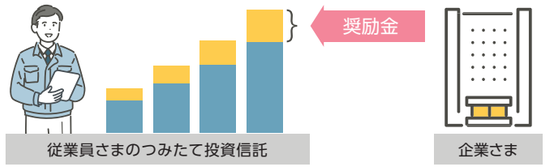

・企業さまからの奨励金のみで始めることも可能（＝従業員さまの負担なし）なため、従業員さまも始めやすい！

point 3 「FFG職場つみたてNISAポータルシステム」により管理もラクラク！

- 奨励金を支給する場合、**「FFG職場つみたてNISAポータルシステム」**により、**従業員さまのつみたて金額に応じた奨励金額の算定データをポータルシステムより取得**できるため、わずらわしい個人情報資料の管理や集計は必要ありません。
- ポータルシステムの**導入手数料やシステム利用手数料は、すべて無料**です。

point 4 従業員さまのNISA・つみたて申込のお手続きは来店不要！

- 従業員さまの投資信託口座・NISA口座開設は、**来店不要で銀行アプリから最短5分でかんたんにお申込みが可能**です。さらに**積立投資信託も同時にお申込みが可能**です。
- **つみたて投資枠対象ファンドはすべて購入手数料無料**です。

アプリでかんたん！
投信・NISA スタートサービス

お申込 最短5分 / NISA口座 同時申込 / 人気ファンド 申込可能

■FFG職場つみたてNISA イメージ（奨励金を支給する場合）

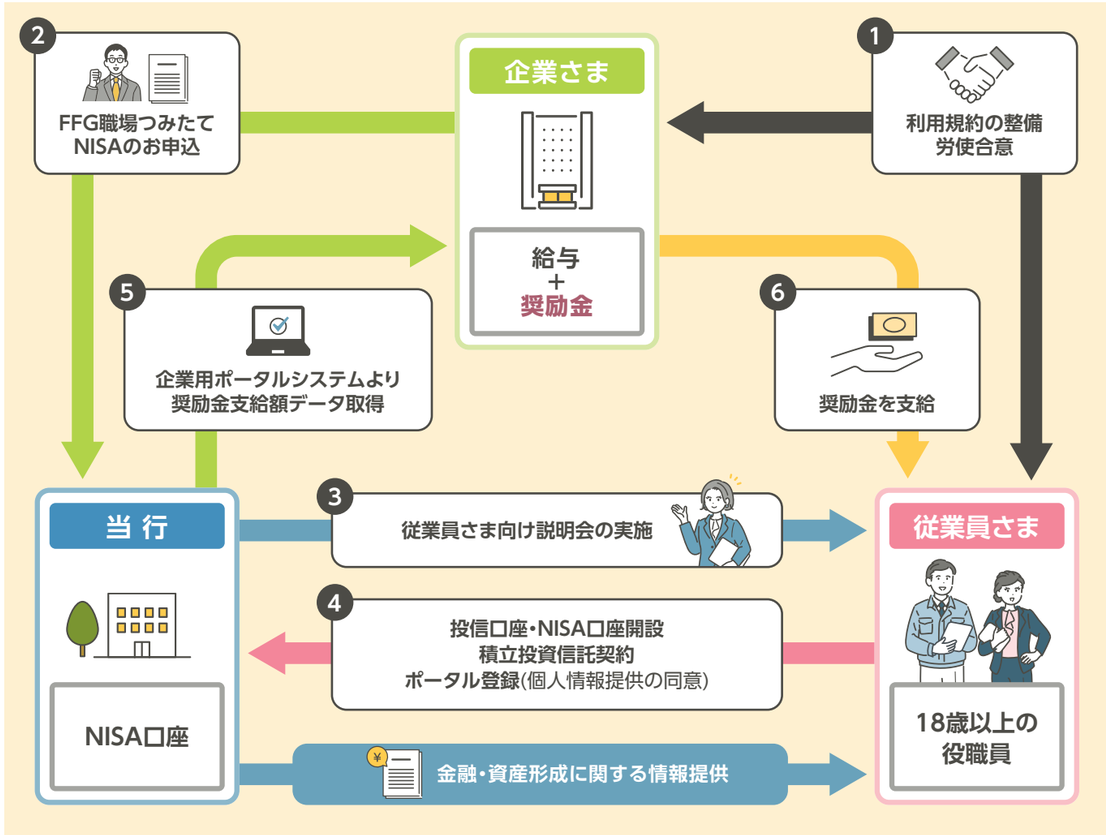

※本サービスの利用者の管理事務（加入や脱退等）、奨励金を支給する場合の奨励金にかかる事務（利用規約に奨励金の条件等を規定・従業員さまの積立実績の確認・奨励金の支給手続き等）は、利用企業さまにて行っていただきます。

■FFG職場つみたてNISA（本制度）に関するQ&A

Q	A
本制度の導入にあたり、利用規約の作成は必要ですか？	本制度の適切な運用のため、利用規約の作成は必要です。 利用規約のひな型は、当行ホームページよりダウンロードできます。
本制度導入前から当行でNISAを利用している従業員がいる場合、どうしたらいいですか？	当行でNISAをご利用中の場合、従業員用ポータルの登録をし、投資信託口座の登録をしていただければ、本制度の対象となります。
本制度導入前から他社でNISAを利用している従業員がいる場合、どうしたらいいですか？	他社でNISAをご利用中の場合、原則当行のNISAを利用するための金融機関変更手続きが必要です。詳しい手続き等については当行担当者にお尋ねください。
本制度を利用する場合、NISA以外の方法での運用はできなくなるのですか？	本制度を導入しても、NISA以外の投資も自由に行うことが可能です。 また、NISA以外の積立にも奨励金の設定は可能です。
支給する奨励金額はどうやって算定するのですか？	FFG職場つみたてNISAポータルシステムより、積立金額に応じた奨励金支給対象者や支給額のデータを取得できますので、奨励金支給の際にご利用ください。

そのほか本制度にかかる詳しい内容や導入に関する事務手続き等については、当行担当者にお尋ねください。